13 環境省（特区第12次 再々検討要請回答）.xls

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
130010	再生利用認定制度対象品目の拡大（木質バイオマス等）	循環型社会形成推進基本法第2条 廃棄物処理法律第8条、施行規則第1条の7、 ダイオキシン類特別措置法第12条 大気汚染防止法第6条	廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき行わなければならない。	他の廃棄物と混入しないオガ粉・チップ材・バーク材等の木質バイオマス（以下「木質バイオマス」と略記）を再生利用認定制度の認定対象廃棄物に加える。もしくは、同制度同等の措置（処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を素として行い、かつ、施設設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置できるようにする）とするべきである。 「廃ら再生利用の目的となる廃棄物」に指定する。これにより、バイオマスエネルギーの利活用促進に資する。	今日の原油価格の高騰に伴い、重油由来の熱エネルギーを用いる各事業体においては、経済的打撃を被る中、他方では、木質バイオマスの熱源利用の取り組みが見られる。この取り組みは一部の大規模な施設を有する事業体において顕著であり、小規模な事業体においては浸透していない。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」と略記）における産業廃棄物処理に係る各種許可申請が一つの障壁になっていると考えられる。弊方においては、木質バイオマス、特に宮城県内においてその8割が廃棄されているバーク材を、トマトのハウス栽培の熱源として利用することを検討しているが、前述と理由を同じくして実現に支障きたしている。 再生利用可能でありながら産業廃棄物の対象となる品目については、平成9年度の廃掃法改正により再生利用認定制度に指定され、規制緩和措置が敷かれている。しかしながら、木質バイオマスについては、廃棄物の再生利用に係る特例制度（廃掃法第9条の8及び第15条の4の2）の中で、「認定の対象となる廃棄物」に指定されておらず、また、「認定の基準」の4には、「受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと」とあり、現状、認定対象とは成り難いところである。これは、熱利用中の焼却工程において発生するダイオキシンを懸念してのことと思われるが、物の性状や排出状況の定期的な確認と報告を義務付けることにより、その発生を未然に防ぐことが可能であり、環境生活の保全と支障をきたすものではない。また、本法の上記による規制の緩和は、カーボンニュートラルエネルギーの導入を促進するものである。	C	Ⅲ	再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全と支障が生じることのないことや、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれることを等の一定の厳格な要件に該当する再生利用に限って業の許可及び施設の許可を不要とする廃棄物処理法上の特例制度である。御提案の、木質バイオマスを熱源利用（熱回収）する場合は、そもそも「再生利用」に当たらないため再生利用認定制度の対象とすることはできない。なお、再生利用認定制度の「再生利用」に熱回収まで含めてしまうと、廃棄物処理の優先順位（①発生抑制、②再利用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理）に沿った処理が確保できなくなるおそれがあることから、特例制度としては再生利用まで が適当とされているものである。 単ら再生利用の目的となる廃棄物については、当該廃棄物が確実に再生利用されるものであることが前提であるところ、木ズ等については現状において不法投棄・不適正保管等の不適正処理がなされることが懸念しており、確実に再生利用されているとは言えないこと、かつそもそも木質バイオマスの熱源利用は再生利用には当たらないことから、これを専ら再生利用の目的となる廃棄物と扱うことはできない。 また、廃棄物はそんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質を有しており、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることによって否定されるものではないことから、木質バイオマスを熱源利用する場合に、廃棄物処理法における許可制度の適用外とすることはできない。	御回答のうち「木ズ等については（中略）確実に再生利用されているとは言えないこと」について は、以下の3点を条件として、業許可・施設設置の許可等において、特区として認定されたい。 ・熱回収利用に当てるもの を、県内で排出されるバーク材へ限定する(※)。 ・あらかじめ回収先を県知事あて申請することと、あらたに追加する場合においても変更申請することとする。 ・月ごとの回収量・焼却量を計測・記録し、この結果を毎年1回、都道府県知事に報告する。 ※　別紙の「背景３」を参照のこと	現在、焼却処分されている産業廃棄物を有効に活用するという意義があるものと考えるが、提案を実現するという観点からも提案者がどのような方法を取りうるのか、回答の中で明確にされたい、石の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C		御提案の内容については、必要な許可を取得していただければ実施可能なものと考えられる。再生利用認定制度は、広範囲から相当量の廃棄物を収集し、再生利用することをもって廃棄物の減量に資するような再生利用について、全国を活動の範囲とできるよう、都道府県知事の許可ではなく環境大臣の認定による廃棄物処理に係る規制の特例と位置付けられているところである。このため、対象廃棄物については、適正な再生利用が確実に行われるものを個別に定めることとしており、御提案の廃棄物については前回回答のとおり当該制度の対象とすることは困難である。 単ら再生利用の目的となる廃棄物の対象品目については、当該品目全体が確実に再生利用されるものであることが前提であり、前述のとおりオズ等については品目全体として確実に再生利用されているとは言えず、これを対象とすることはできない。 なお、廃棄物処理法においては、都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられており、御提案の内容については特区によらずとも なく都道府県知事の判断により実施可能である。	仮に提案者が有償で木ズを買い取る場合には、廃棄物としてではなく「有価物」として扱われ、廃棄物処理法の適用を受けず、提案主体の意図が事実上実現できると解してよいか、回答されたい。	D	—	御提案における木ズが有価物と判断されれば、廃棄物処理法の適用対象外となる。ただし、当該物の引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等事業全体として引渡し側に経済的損失が生じている場合は、廃棄物の収集運搬に当たり、同法が適用されることになる。 なお、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断すべきものである。有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は廃棄物であるか否かを判断するための一つの簡便な基準にすぎず、廃棄物処理法の規制を免れるため恣意的に有償譲渡を偽装する場合等も実際に見られるため、有償譲渡がなされていたとしても有価物と判断できない場合がある。		1058020	みやぎ未来バイオ合同会社	宮城県	環境省
130020	一定区域内に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用除外の申請	廃棄物処理法第9条の8及び第15条の4の2	廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき行わなければならない。	官・民間発行為、植持作業によって発生する「生」の被伐採草木根類を山林の一定区域に堆積備置し自然堆肥化処理およびそれを促進させるための実験研究を行うに当たり、その備置・実験林場区域に対して、その際に抵触する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の非適用特区を申請する。	実施内容 官民間発行為、植持管理作業によって発生する「生」の被伐採草木根類を提案者個人の所有地及び借地である山林の一定区域に搬入し、それらを有価物として搬出名義人より購入し堆積備置することにより堆肥化処理をする事業を行う。その生成堆肥は提案者が以前より個人事業として従事していた有機シキミ栽培（添付等3）の肥料として用いる。 また、当事業と併行して被伐採物の堆肥化を酵素により生物化学的に促進させる研究も行っている。 **提案理由**（下記の各項目の詳細は別紙添付書類に記す） ○ 伐採草木根処分における著しい低コスト化とロハス化が可能。 ○ 神仏花栽培用の堆肥が確保できる。 ○ 地域における雇用促進につながる。 ○ 草木根の堆肥化促進の研究開発の実験場になる。	C	Ⅲ	廃棄物はそんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質を有しており、廃棄物処理法で適正な処理を担保しているものであり、こうした可能性は御提案のような場合であっても廃棄物としての性質はかわるものではないことから、同法の対象外とすることは適当でない。 なお、廃棄物を使用して、営利を目的とせず学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行うもので、都道府県知事が当該試験研究計画の提出を受け適正な試験研究に該当すると判断した場合は、廃棄物処理を実施して行うものではないため、廃棄物処理及び廃棄物処理施設の設置の許可は不要である（平成18年3月31日環廃産発060331001号通知）。	廃棄物の不適正な処理に関する事件が後を絶たないことも あり、責有の部含も理解できるが、提案者の実施したい事業には一定の意義もあり、実際、過去においても「シキミ」の栽培において相当の実績を挙げている。 構造改革特別区域基本方針にあるように、「実現するためにはどうすればいいか」という視点で、提案者がどのような手続を踏めば、提案を実現できるのかについて、回答の中で明確にお示し頂きたい。		C		

13 環境省（特区第12次 再々検討要請回答）.xls

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
130070	入札参加資格を、受託して得た資金をもって非営利事業を実施する特定非営利活動法人に限定する	会計法第29条の3第7項関係及び会計令第73条	契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうために必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、資格を有する者のうち、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者に対し当該競争を行なわせることができる旨規定。	沖縄県内から出土する不発弾の最終処分事業を、委託する際に実施される入札において、営利企業を入札参加資格者から排除し、非営利活動事業を実施するNPO団体の間で競争することとする	（制度の現状） 不発弾の最終処分は、ロンドン条約により海洋投棄が禁止され、陸上で実施されることとなった。防衛省では、競争入札により委託先を選定することとしている。 （提案理由） 沖縄県内より出土する不発弾は国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦によるものであり、国内他地域の不発弾とは歴史的背景が異なり、県民の不発弾に対する投入兵力も沖縄戦に対するものと同様不敗の結過だけでは納得できない。20万人を超える膨大な数の使い残りである不発弾や住民の集団自決現場から出土する日本軍の不発手榴弾で金儲けしようなどと言うのは言語道断であり、戦争の反省を踏まえた戦後処理より企業の経済効果を優先しようとするものである。不発弾の最終処分事業により得た対価は、営利企業の利益としてではなく、特定非営利活動法人が実施する難病児救命の医療支援などといった非営利事業の原資とされるべきである。 （事業の内容） 最終処分受託先を選定する競争入札において、営利企業とNPOが競争して落札することは困難である。非営利事業を実施することが明らかなNPOが受託することを確実とするために、営利企業を参加資格者から除外した入札を実施する。 提案が実現した場合、当会は、不発弾処理作業チームNPOと、その受託により得られた対価によって非営利事業を実施する難病児支援基金運用チームNPOを立ち上げて入札に参加する。処理技術の確実性と安全の確保については、不発弾処理のエキスパートである自衛隊不発弾処理隊のOBの方々の協力を受けて対応する。	C		公共調達の適正化について（平成18年）によると、「公共調達については競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。」とされており、また、留意事項として、「予算決算及び会計令第73条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであることとされているところであることから、不発弾の陸上処理をNPO団体に限定させて競争させることは、民間事業者の参画する機会を奪うことになり競争性及び透明性の観点から適当ではない。	不発弾処理に限っては、適切な実施、安全性の確保等のため、専門的な知識、実務経験等が要求されると考えられるが、競争入札の実施にあたってどのように勘案されているか。また、指名競争入札で実施される場合には、技能経験者等についての要件をつける必要があると思われるが、現在実施又は今後実施が予定される不発弾処理に関する入札の要件を回答されたい。	貴省の回答を果たして回答と捉えてよいものか甚だ疑問に感じております。某NPOが貴省の定じた防衛装備品等の排除を申し入れたというのであればこの様な回答も有り得ましょうが、単しくも内閣府規程の構造改革に則っての申請です。現行の規制、法律等をその地域、その事業に限定して緩和、運用する事が国民に等しく申福をもたらすのであれば従来の構造を改革する、というのが構造改革特区である趣旨と理解しております。当事業の構想に対し風評を唱える者は来だ一人も知りません。費用対効果、道徳的見地、その他諸々の見地からしても国民の支持は得られるものと確信しております。貴省におかれましても国民的視点からの審議を切望します。	C	—	現在、公告中の不発弾等の処分については、一般競争入札を予定しており、その入札の参加資格において、特に、「本件を履行するための技術及び設備等を有すること、又は、取得できることを証明した者であること。」としている。具体的には、以下の基本要件を満足しなければならない。 1. 関係法令に基づき、停滞量（爆薬）600kgまでの不発弾等を解撤及び廃棄することができる設備を日本国内に有するものとする。 2. 本件にかかわる不発弾等について、引き渡しから処分完了までの間、関係法令に基づき貯蔵できる火薬庫を日本国内に有するものとする。 3. 不発弾の処理（識別、移動、運搬及び廃棄）に関する専門技術及び経験を保有する技術者を有するものとする。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し回答されたい。	本提案は国民の血税もって賄われる沖縄の不発弾処理の対価を医療保険制度にふる教済からもれた患者に還流させようという構想であり、給れもなく国民の利益と直結し、国民はその利益を享受する権利が有ります。貴省は他に丸投げする事無(主体的)に関わらべきです。これまでの回答は既定事項を述べただけすぎず、とても重責がなされたとは言えません。特区提案に継続提出します。沖縄の戦後処理の大きな課題の一つである不発弾処理に関しては特区採用の余地が残されるべきで、少なくとも現時点での企業による処理の判断は控えるべきです。そして、これ等の事は広く国民に知られるべきであり、国民の代表による判断を仰ぐべき課題であると捉えます。	C	—	不発弾等の処分に関しては、国の契約についての原則方式である一般競争入札方式としてあるこであり、これは機会均等の思想と、なるべく広い範囲の競争をすることにより、最も公正な処理を図り、かつ、最も有利な価格を買いだそうとするものである。 なお、契約の履行を確保するために、必要最低限度の基本要件を定めて、これまでの国は既定事項を述べただけすぎず、とても重責がなされたとは言えません。特区提案に継続提出します。沖縄の戦後処理の大きな課題の一つである不発弾処理に関しては特区採用の余地が残されるべきで、少なくとも現時点での企業による処理の判断は控えるべきです。そして、これ等の事は広く国民に知られるべきであり、国民の代表による判断を仰ぐべき課題であると捉えます。		1050100	県民の手による不発弾の最終処分を考える会	沖縄県	環境省 防衛省
130080	・狩猟鳥獣の追加	鳥獣保護法第2条第1項 鳥獣保護法施行規則別表第1	狩猟鳥獣を、狩猟期間中に可猟区域内において、法定猟法により捕獲する場合については、狩猟免許を所持し捕獲等を行おうとする都道府県知事に対し狩猟者登録を行っている者は、鳥獣保護法第9条第1項による捕獲許可を要しないことされている。	「奄美大島のノヤギ」を狩猟鳥獣の対象とすることで、狩猟期間については、遠やかに捕獲できるようにする。	奄美群島は昭和49年に国定公園として指定を受け、その豊かな自然を現在まで受け継ぎ、平成15年には奄美群島を含む琉球諸島considerで世界自然遺産の候補地に選定されている。 しかしながら、現在、奄美大島には約2．300頭（推定）の野生化した山羊（ノヤギ）がおり、その多くが海岸部の崖地に生息し、一帯の野草を根こそぎ食べることから、土砂流出や植生破壊等が引き起こされ、森林内の希少動植物への影響も懸念されています。 食害が一因となり道路崩落等が発生した奄美大島南部では、その対策として、平成19年2月に有害鳥獣としての捕獲が実施されました。 しかし、今後の被害が懸念される森林部において同制度を活用するには、ノヤギが原因となった被害を示す必要等から、迅速な対応が難しいのが現状である。 そこで、希少動植物への食害を未然に防ぎ、また被害箇所の植生回復を図っていたため、奄美大島のノヤギを狩猟鳥獣とし、狩猟期間においては、遠やかに捕獲できるよう望むものである。 代替措置 山羊とノヤギの区別を図り、適正に捕獲するため、適正飼育管理条例を制定する。また、捕獲する際には、住民へ十分な周知を図る。	C		鳥獣保護法では、野生鳥獣とは、当該個体が元々飼育下にあった否かを問わず、所有者の管理を離れ、常時山野等にいて、専ら野生生物を捕食し生息している鳥類を指している。 ヤギについては、山野等において放牧されている個体である可能性があるため、野生化した個体であるか飼育下にあるかの判断が不可欠である。 狩猟鳥獣の狩猟による捕獲については、個々の狩猟者が行う狩猟鳥獣の捕獲行為について審査等するものであり、所有者の有無を客観的に確認できないことから、今回の特区提案は適当でないと考える。	提案者は、ノヤギであるか否かについて分類ができるよう条例を制定する旨表明しているところであり、貴省の回答にある懸念は本提案についてはあたらないと考える。 また、自然環境や生物に対して被害が及ぼしている場合に、市町村自らが有害鳥獣捕獲の対象を定めることにおいて、提案の趣旨が実現できるかどうかについて確認したい。右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C		今回の特区提案と並行して、提案者の5市町村では「山羊の放し飼い防止等に関する条例」の制定作業を進めている。（制定済自治体も有） この条例によって「飼い山羊」と所有者のいない「ノヤギ」を定義し、「飼い山羊」については、放し飼いを禁止するとともに、自己の所有を確保する義務を課すことが明示されることと義務付けている。 本条例の適正な執行を図ることにより「飼い山羊」と「ノヤギ」は明確に区分され、所有者の有無を客観的に確認することができることから、今回の特区提案は適当でないと考える。 この条例が、「飼い山羊」と「ノヤギ」を明確に区分され、所有者の有無を客観的に確認することができることから、提案の趣旨が実現できるかどうかについて確認したい。右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	鳥獣保護法では、野生鳥獣とは、当該個体が元々飼育下にあった否かを問わず、常時山野等にいて、専ら野生生物を捕食し生息している鳥類を指している。 ヤギについては、山野等において放牧されている個体である可能性があるため、野生化した個体であるか飼育下にあるかの判断が不可欠である。 提案者は、条例を制定し、飼い主に対し首輪等により飼い山羊が自己所有に係るものであることを明示するとともに、飼い山羊を飼い主の管理下に置くよう義務づけることとしており、この条例をもって所有の確定を図ろうとしている。この条例の制定により、山羊自体の所有者を確定できないというのであれば、何が問題であるのか。飼い山羊であるか否かの判断を条例に基づくことをこと自体が問題であるのか、あるいは提案者が提示している条例案では山羊の所有者の有無を適正に判断できないためなのか、明らかにされたい。特に、提案者が提示している条例案に問題がある場合、具体的にどの部分が問題なのか、また、どのような条文であれば、条例に基づく山羊の所有者の有無を判断することができることになるのか、具体的に回答されたい。 また、本提案を実現するにあたり、山羊の所有者の確定以外にも問題点があるのであれば、併せて教示願いたい。	C	—	「山羊の放し飼い防止等に関する条例は、ノヤギへの対策を念頭置いて、「飼い山羊」と「ノヤギ」の区別を図ることで、「飼い山羊」の管理下を離れた放し飼いを行ってはならない」・「逸走防止の措置を講じなければならない」と定めている。 貴省が懸念する「首輪等のないことをもって、所有者がいない野生のノヤギであると見なし得るのか」という点については、条例の適正な執行により、本地域の山野等にいる山羊は所有者のいない野生鳥獣に該当すると言えることから、杞憂であると考える。				奄美自然保護と食文化継承特区	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町	鹿児島県	環境省
130090	カラスの卵等の捕獲に係る手続の簡略化	鳥獣保護法第9条第1項	農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を使用とする者は、鳥獣保護法第9条第1項の規定による捕獲許可を要することとされている。	開接的に人に被害を及ぼす恐れがあるカラスの卵、雛の捕獲を、書面による申請・許可制から、事前通報等一定の条件下においては口頭による捕獲を認める。	カラスが人を威嚇攻撃するのは、主に子育て中の短期間である。一方、書面によって申請後許可を受けて行う捕獲では、事務手続に一定期間を要し、被害を最小限にとどめることができないのが現状である。このため、草加市では、第11次の提案において事前の許可を必要とせず、事後報告によるカラスの卵等の捕獲を可能とする制度の創設を希望したが、事後の報告では過大な捕獲や適正な捕獲手段によるものかを審査できないとの理由によって実現していない。 そこで、特区認定市区町村においては、カラスの卵等の捕獲を希望する市民等から電話等で連絡があった場合に、捕獲による方法であってもやむを得ないと判断された時には、不適切な捕獲方法とならないよう指示することにより、捕獲することができることとする。 なお、捕獲した場合には、後日その報告を求めることとする。	C		鳥獣保護法では、鳥獣の適切な保護管理をはかる観点から原則として鳥獣（鳥及び卵を含む）の捕獲等を禁止しているところであるが、法第9条により、生活環境等へ被害を及ぼしているなどの又はこれ迄での被害実績等から被害を及ぼすおそれのある鳥獣の被害を防止する目的で鳥獣の捕獲等を可能としている。 法第9条に基づく鳥獣の捕獲等については、生活環境等に係る被害を防止する目的等、法に定める目的に適合していると認められる場合にのみ許可されるものであり、許可権限は、市町村長が法令に定められた目的に合致したものであるか否か等を適切に審査した上で許可しているところである。また、捕獲等の許可申請にあたっては住民の安全の確保や地域の静穏の保持等のため適正な捕獲手段によっていただくことも重要であると考えており、その観点から、書面による申請を原則としているところである。 なお、別紙資料で指摘されている事項については、下記の通り、捕獲許可の事務処理の簡略化等は可能であると考える。 ①捕獲にあたっては、現、さくその他これに類するもので囲まれた土地や作物のある土地において地権者等の同意を必要としているところであるが、地権者等が捕獲許可申請を行う必要はない。 ②被害を受けている者若しくは被害を受けていると認められた者が捕獲許可申請を行うことは可能であり、また、個人による申請も可能である。 ③実者その他の団体に対する捕獲許可申請を妨げるものではない。	法第9条に基づく鳥獣の捕獲等については、生活環境等に係る被害を防止する目的等、法に定める目的に適合していると認められる場合にのみ許可されるものであり、許可権限は、市町村長が法令に定められた目的に合致したものであるか否か等を適切に審査した上で許可しているところである。また、捕獲等の許可申請にあたっては住民の安全の確保や地域の静穏の保持等のため適正な捕獲手段によっていただくことも重要であると考えており、その観点から、書面による申請を原則としているところである。 なお、別紙資料で指摘されている事項については、下記の通り、捕獲許可の事務処理の簡略化等は可能であると考えられるところであり、実望事項は適当でないと考える。 ①捕獲にあたっては、現、さくその他これに類するもので囲まれた土地や作物のある土地において地権者等の同意を必要としているところであるが、地権者等が捕獲許可申請を行う必要はない。 ②被害を受けている者若しくは被害を受けていると認められた者が捕獲許可申請を行うことは可能であり、また、個人による申請も可能である。 ③実者その他の団体に対する捕獲許可申請を妨げるものではない。		1080270	草加市	埼玉県	環境省
130100	はこわな特区	鳥獣保護法第9条第1項、第11条第1項第2号イ 鳥獣保護法施行規則第2条第1項第3号	狩猟鳥獣を、狩猟期間中に可猟区域内において、法定猟法以外の猟法により捕獲する場合については、鳥獣保護法第11条第1項、第11条第1項第2号イ 鳥獣保護法施行規則第2条第1項第3号の規定により、法定猟法から除外されているころである。	農業従事者に対し、自ら所有する農林地内において、有害鳥獣捕獲を狩猟期の「囲いわな」だけでなく、通年の「囲いわな」と「はこわな」が実施できるようにする。	（現状） 野生鳥獣を保護し、自然環境を保全していくことは極めて大切なことであるが、一方農林業の振興を図る観点から野生鳥獣による食害をできるだけ抑えることが求められている。しかし、狩猟者の減少、高齢化や地域の過疎化（森林に人の手が入らなくなり、人と野生鳥獣の境界が崩れてきた。）などの影響により有害鳥獣の駆除が追いつかず、農林業被害が拡大している。そこで、農業・林業従事者が、事業に対する被害を防止する目的で「囲いわな」を設置できる「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第2条第3項但書き」を拡充し、「はこわな」の設置を可能とすることが今回の提案である。なぜなら、イノシシ等は1m以上ジャンプすることができ、「囲いわな」を設置しても、逃げ出してしまうからである。 （現況の対策） 1　有害捕獲許可を受けた猟友会による駆除 2　電気柵等の被害防止策 3　農業従事者による狩猟期における「囲いわな」 （現況の問題点） 1　狩猟者の減少 2　狩猟者の高齢化 3　囲いわなからのイノシシ等の逃走 （代替措置） 「はこわな」による事故・違反を防ぐため、狩猟免許保持者がその集落にいること。 狩猟免許保持者による狩猟期前のわな設置講習を行う。	C		囲いわなは、上面を除く周囲の全部又は一部を杭や柵等により囲い込むものをさしており、箱わなは、これに加えて上面は屋根形状のもので覆われている。 囲いわなについては、クマの錯誤捕獲があった場合や人が誤ってつ囲いわなに進入した場合でも、上面から脱出することが可能であるため、農林業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する場合は、法定猟具から除外している。 一方、箱わなについては、人が誤ってわなに進入した場合に脱出ができなくなるおそれが高いため、狩猟や使用する猟具等についての必要な知識を有していない者による捕獲行為は極めて危険であり、御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。	貴省の回答にある「人が誤ってわなに侵入する」ことは現実的には考えにくく、また、仮にそのような場合でも人間であれば用意に脱出が可能な仕掛けにしておくなどすれば、問題はないのではないか。 提案者の地域においては、狩猟者の減少や高齢化が著しく、適正な鳥獣の保護管理に支障が出ているため、例えばそのような地域に限り、まさに構造改革特区において特例を設けることができないか再度検討されたい。また、措置が不可能である場合でも、同様の問題を抱える地域に対して、何らかの対策が必要であると考えるは考えていないか、貴省の意見を伺いたい。 右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討されたい。	C		はこわなの設置により鳥獣による被害の防止に役立つため、再度検討をお願いしたい。 御指摘のあった人が誤ってわなに侵入した場合など安全性について、下記の点で回避できると思われる。 ①狩猟免許保持者による設置講習によりはこわなの危険性の周知徹底 ②標識の設置や注意標識の設置 ③事故防止等のための損繋に見回りの義務付け	人がわなに閉じこめられる事故は実際に発生しており、人や捕獲を意図しない鳥獣が誤って箱わなに侵入する可能性はあり得る。その際、箱わながらの脱出は困難であり、場合によっては極めて危険な状態となる可能性がある。 鳥獣保護法においては、鳥獣の保護及び鳥獣の捕獲行為等に伴う危険の防止等を確保するために、捕獲許可制度及び狩猟に関わる制度等の必要な制度を整備しているところである。 狩猟や使用する猟具等についての必要な知識を有していない者が、捕獲許可や狩猟に関わる制度に基づかないで行う捕獲行為は極めて危険であり、御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。	きちんとした知識や技術を有しない人間がわな等を使用することが危険であるのは理解するが、たとえば、都道府県や市町村（許可権者）の許可を得ることにより、提案者の要望する「通年のはこわなによる有害鳥獣捕獲」が運用上実現できると解してよいか、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	免許保持者による講習の実施や申請時の補足説明などによって、危険防止を図ることができると考える。狩猟ではない有害鳥獣捕獲については、当市（有害鳥獣捕獲の許可権者）の判断において、許可をすることが可能か確認したい。	D		鳥獣保護法においては、鳥獣の保護及び鳥獣の捕獲行為等に伴う危険の防止等を確保するために、捕獲許可制度及び狩猟に関わる制度等の必要な制度を整備しているところである。 狩猟や使用する猟具等について必要な知識を有していることを担保するためには、免許保持者による講習の実施や申請時の補足説明では不十分であり、狩猟免許試験で狩猟者の知識を判定することが不可欠である。 はこわなを使用する有害鳥獣捕獲の場合、はこわなによる危険の予防を図る観点から、原則としてわな猟免許所持者を対象者としている。 今回の提案は、鳥獣による農林業被害の軽減又は防止を目的とするものであり、既存の認定事業である1303特区「有害鳥獣における狩猟免許を有しない従事者容認事業」（従事者の中に狩猟免許所持者が含まれ、かつ捕獲技術、安全性などが確保されていると認められる場合として、特区認定区域内で有害鳥獣捕獲を行うさは特例的に従事者の中に狩猟免許を所持していない者が含むことを認める事業）での対応が可能であり、検討願いたい。		1126010	A市	その他	環境省
130110	カモシカ特区	鳥獣保護法第9条第1項	農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を使用とする者は、鳥獣保護法第9条第1項の規定による捕獲許可を要することとされている。	忌避剤と防護柵が設置されていない箇所に関わらず、カモシカ個体数調整を実施できる特区の設置	（現状） カモシカなど野生鳥獣を保護し健全な森林を育成することは、自然環境を保全する上から極めて重要であるが、一方、林業振興を図る上で野生鳥獣による食害をできるだけ抑えることが求められている。カモシカの成育数の増加により森林被害は深刻となっており、食害をできるだけ抑えることが求められている。現在、カモシカ保護の政策のもと、忌避剤塗布や防護柵設置による物理的、化学的防除方法により対策が実施されている。このため、個体数調整については、急峻な地形等により物理的に忌避剤塗布や防護柵設置が困難な地域のみ、頭数を限り実施されている。 （現状の対策） 忌避剤塗布 防護柵 個体数調整 （現況の問題点） ・被害対策を実施している箇所については、一定の効果が現れているが、その分、被害対策を実施していない新植造林地に被害が集中している。 ・被害拡大による林業経営意欲の低下 （代替措置） ・カモシカの食害被害者や有識者の意見を言える委員会等の設置	D		カモシカの捕獲については、文化財保護法における現状変更許可が必要となるとともに、鳥獣保護法の捕獲許可が必要となっている。 鳥獣保護法においては、現行法においても、忌避剤と防護柵が設置されているかいないかに関わらず、法第9条に基づく捕獲許可を受ければ、カモシカの個体数調整の目的の捕獲及び有害鳥獣捕獲は可能であるため、ご指摘の鳥獣保護法における特区の設定は必要ないと考える。				D								1126020	A市	その他	文部科学省 環境省
130120	洋弓銃による有害鳥獣管理捕獲の免除	鳥獣保護法第9条第3項第4号 鳥獣保護法第12条第1項第3号 鳥獣保護法施行規則第10条第3項	鳥獣の捕獲許可にあっては、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるおそれがあるときは捕獲許可はなされないことされている。 また、対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めて捕獲等をすることを禁止できることされている。	殺傷能力の高い洋弓銃（ボウガン）による狩猟を正式に許可する。	有害鳥獣による農作物被害は、近年後を絶たない。これに対し、各市町村では猟友会に依頼し管理捕獲を行っているが、有害鳥獣は近年大幅に増加し、農作物への被害も増すー方である。有害鳥獣自体も町の資源と位置付け、共存・活用していくことが望まれている。しかし、散弾銃による鳥獣捕獲であると、捕獲した鳥獣（特に鹿）の皮を使うことが出来ぐなくなってしまう。山梨県は、鹿皮を使った「甲州印伝」が特産品になっおり、鹿皮の需要は高い。皮をできるだけ傷つけることなく捕獲するためには、洋弓銃（ボウガン）による鳥獣捕獲が効果的である。 洋弓銃は、海外（特にアメリカ）ではライフルと変わらない殺傷能力をあるものが販売されており、日本においても正式に狩猟免許をラス、規制をかける必要があると考える。そのためには、2種以上の狩猟免許を有する者が扱える道具に洋弓銃を追加し、市町村が委託する管理捕獲に利用できる環境整備を整え、洋弓銃の使用を正式に管理するべきである。 このような制度面での環境整備をすることで、地域における有害鳥獣の活用を促進するための提案である。	C		狩猟免許は、鳥獣保護法第39条に基づき「網猟免許」、「わな猟免許」、「第1種銃猟免許」、「第2種銃猟免許」と定めているところ。 弓矢を用いた猟法は、命中した個体を致死させることなく取り逃がしてしまう可能性が高く、鳥獣の保護上重いい支障があることから、鳥獣保護法第12条第1項第3号に基づき禁止猟法としている。	貴省の回答によると、「命中した個体を致死させることなく取り逃がしてしまう可能性が高く、鳥獣の保護上重いい支障があることから、鳥獣保護法第12条第1項第3号に基づき禁止猟法としている。」とのことであるが、致死させることなく取り逃がすことの問題点は何か。また、鳥獣保護上の重いい支障とは具体的に何か、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C		法第9条に基づく鳥獣の捕獲等にあっては、捕獲しようとする者は、捕獲しようとする目的、鳥獣の種類、数量等法令に定められた事項についてあらかじめ申請を行い、適法な審査を受けた上で、許可された内容以外の捕獲行為は行うことはできない。 鳥獣保護法においては、違法な捕獲行為を行った者に対しては懲役を含む厳い罰則規定も設けられているころであるため、申請及び許可した内容等を書面等により客観的に確認できることが不可欠である。 捕獲の事前及び事後に、許可された内容を書面等によって客観的に確認することができないこの口頭による指導や捕獲後の報告のみでは、適切な許認可事務を行うことはできないと考える。	右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省の回答は、鳥獣保護法第9条1項の捕獲の許可について、本市の提案では適切な許認可事務を行えないとの判断であるが、本市が求めていることは第9条1項の捕獲の許可の特例として、事前の許可を有しないカラスの卵、卵に限った捕獲であり、言い換えると第9条1項を適用しない捕獲である。 第9条1項の捕獲の許可による事前の申請では、カラス被害への適切な対応が難しいことから、提案を行っていることをご理解いただきたい。カラス被害を最小限に留められるように、現行の法解釈に留まることなく、法の特例措置を認めていただけるよう前向きな検討をお願いしたい。				C		法第9条に基づく鳥獣の捕獲等については、生活環境等に係る被害を防止する目的等、法に定める目的に適合していると認められる場合にのみ許可されるものであり、許可権限は、市町村長が法令に定められた目的に合致したものであるか否か等を適切に審査した上で許可しているころである。また、捕獲等の許可申請にあっては住民の安全の確保や地域の静穏の保持等のため適正な捕獲手段によっていただくことも重要であると考えており、その観点から、書面による申請を原則としているころである。 なお、別紙資料で指摘されている事項については、下記の通り、捕獲許可の事務処理の簡略化等は可能であるとしていることろであり、実望事項は適当でないと考える。 ①捕獲にあっては、現、さくその他これに類するもので囲まれた土地や作物のある土地において地権者等の同意を必要としているころであるが、地権者等が捕獲許可申請を行う必要はない。 ②被害を受けている者若しくは被害を受けていると認められた者が捕獲許可申請を行うことは可能であり、また、個人による申請も可能である。 ③実者その他の団体に対する捕獲許可申請を妨げるものではない。		1121010	個人	山梨県	環境省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
130130	夜間の有害鳥獣管理捕獲の許可			夜間の有害鳥獣管理捕獲（狩猟）に制限をかけることで認める。	銃器を利用した狩猟については、その危険性から日出前および日没後には認められていない。しかし、有害鳥獣の捕獲を目的にした場合、有害鳥獣の活動は夜間に多く、夜間狩猟が求められた場合、その効果は大きな成果を生み出すこととなる。とはいえ、夜間に山の中に入るのは大きな危険があるため、認めることは難しいであろう。このため、有害鳥獣保護の観点から、狩猟区域の入り口で待ち伏せする形での狩猟については認めていただきたい。有害鳥獣を追いかけて捕獲するのではなく、農作物の保護を目的とするものである。 危険を回避するために、許可に当たっては、現在流通しているナイトスコープを利用しなければいけないことを義務付けることとする。現在流通しているナイトスコープは、夜間とはいえ昼間と同等レベルの視界が確保されるものである。 また、近隣への騒音の観点から、同時に提案している洋弓銃を認めていただき、これと併用することで担保される。	C		人の生命身体に対する危険を防止し、公共の安全を維持するため、日の出前及び日没後の銃猟においては、鳥獣保護法第36条に基づき禁止されている。また、ナイトスコープの有無にかかわらず、視野の十分な確保が取れないなど猟場の安全確認が十分できない夜間において銃猟は極めて危険な行為であり、御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し回答されたい。	夜間の狩猟については、危険防止のためにも禁止されていることは理解するところである。今回の提案は、有害鳥獣の駆除のための洋弓銃を使った狩猟である。有害鳥獣は農作物に被害を起すため、夜間の活動が多い。これらのことを考えると、狩猟区域の入り口で待ち伏せすることが、有害鳥獣駆除には最も効果的であると考える。 林野の中では無く、障害物の少ない場所で待ち伏せし、ナイトスコープを利用することで、十分な視野は確保できると考えている。 一般的な狩猟では無く、有害鳥獣駆除の観点から、安全な区域を限定しての夜間の洋弓銃による狩猟について再度ご検討いただきたい。	C		人の生命身体に対する危険を防止し、公共の安全を維持する観点から、林野の内外に関わらず猟場における安全の確認は猟場全体を視認等により十分確認する必要がある。 夜間は、猟場全体の状況が十分に確認できないと、視界が限定されるナイトスコープを用いた夜間の弓矢を用いた猟法は、銃猟同様極めて危険な行為と考えられ、この点は障害物が少ないからといって解消されるものではない。 御指摘の提案は、狩猟に伴う猟具の使用にかかる危険を予防する観点からは適当ではないと考える。			C					1121020	個人	山梨県	環境省